

高第440号
平成29年8月28日

岐阜県老人福祉施設協議会長
岐阜県グループホーム協議会長 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金について（通知）

平素より介護予防事業の円滑な推進にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記補助金につきまして本年度も実施します。交付要綱及び交付要領を送付いたしますのでご査収下さい。

交付要領に定められた通り、補助金申請や実績報告の手続きは各認知症カフェ設置団体と岐阜県高齢福祉課の間で行いますが、認知症カフェ開設にあたって事前に市町村へ情報提供することを条件としておりますのでご承知おきください。

貴会員への周知をよろしくお願いします。

記

- 1 送付文書 「岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱」
「岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要領」
- 2 提出先 岐阜県健康福祉部高齢福祉課介護保険者係 伊藤
FAX：058-278-2639
E-mail：ito-yu@pref.gifu.lg.jp

高齢福祉課介護保険者係 係長：丹羽 担当：伊藤 電話：058-272-8296（直通） FAX：058-278-2639 E-mail：ito-yu@pref.gifu.lg.jp
--